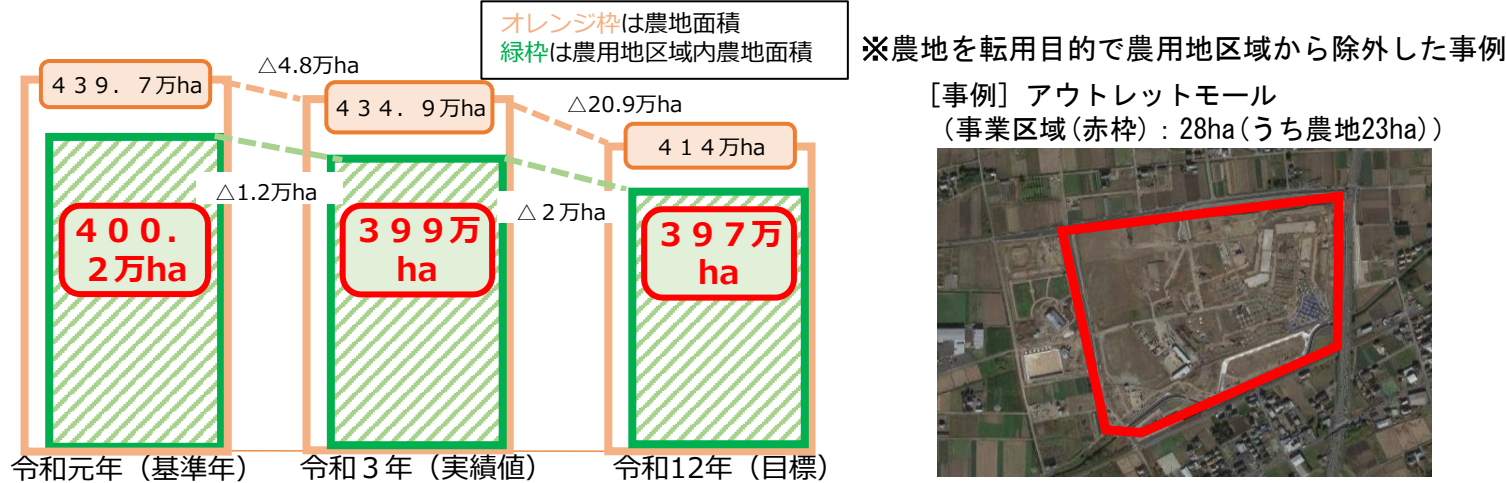


農地の総量確保と適正・有効利用に向けた農地法制の見直し

- 食料安全保障の根幹は、人と農地の確保。
- 農地は食料生産の基盤であり、農地の総量確保と適正利用のための措置を強化する必要。
- その上で、人口減少に対応し、将来にわたっての農地の総量確保を図るため、人と農地の受け皿となる農地所有適格法人の経営基盤強化についても所要の措置を講じていく必要。

<現状・課題>

○全国の農地面積の見通しと農用地区域内農地面積の目標

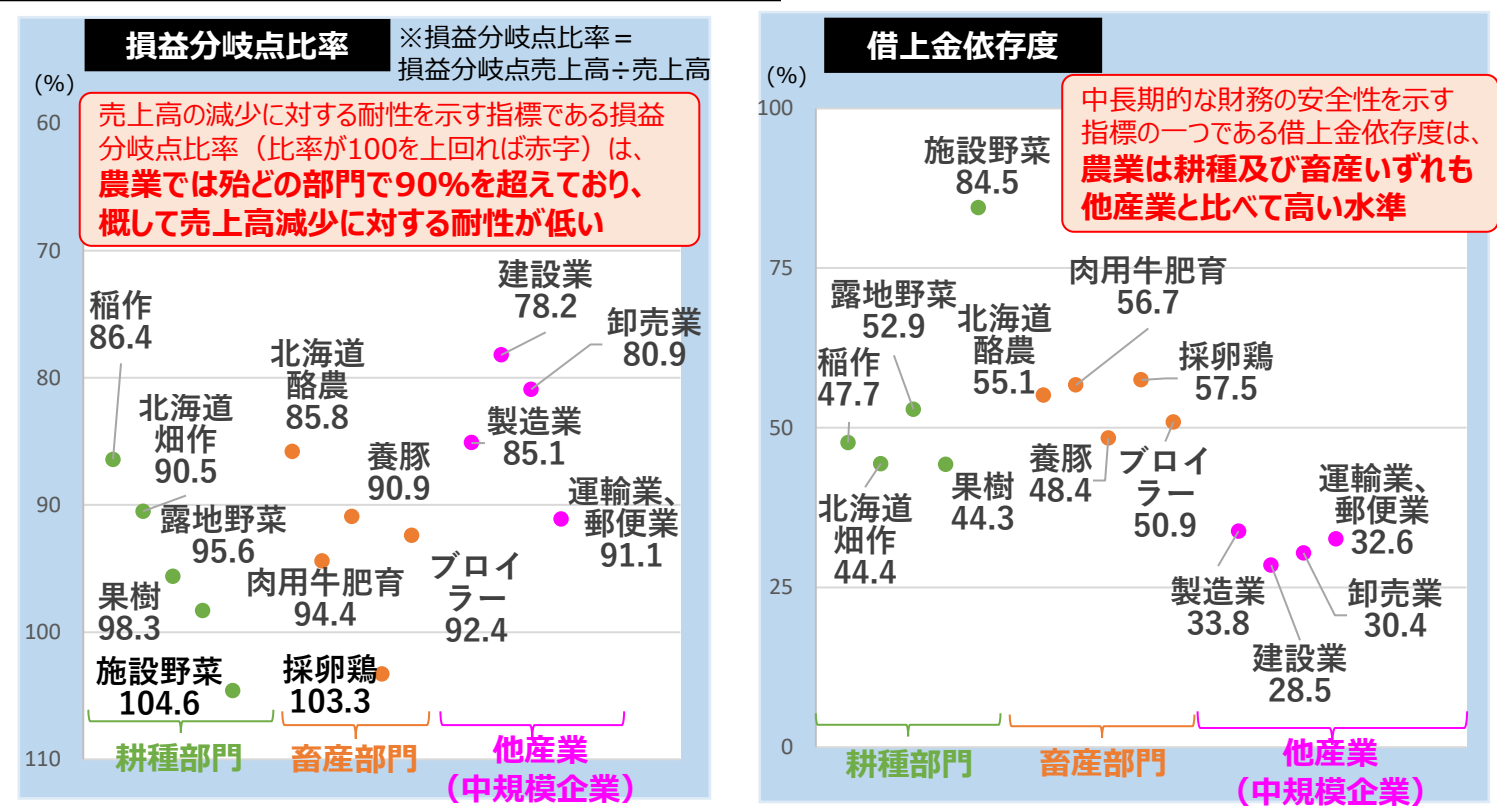


○法人その他団体経営体の経営耕地面積のシェア率：8.2%（H17）→ 23.4%（R2）

○40代以下の新規就農者数の状況：

2.11万人（うち雇用就農：26%。H19）→ 1.69万人（うち雇用就農：46%。R3）

○農業法人の財務基盤に関する指標（2019年）



<具体的な措置の方向性>

農地の確保・適正利用に係る措置の強化

<農地の総量確保のための措置>

- **ゾーニングへの国の関与の強化**
→ 県の面積目標の達成に向けた措置及び農用地区域の変更に係る国の関与強化 等
- **地域計画内の転用規制の強化**
→ 地域計画内の農地についての転用規制強化、営農型太陽光発電等への対応厳格化 等

<適正利用のための措置>

- **農地の権利取得の厳格化**
→ 農地の権利取得時の法令遵守状況等を確認し、不適正な農地利用を防止 等

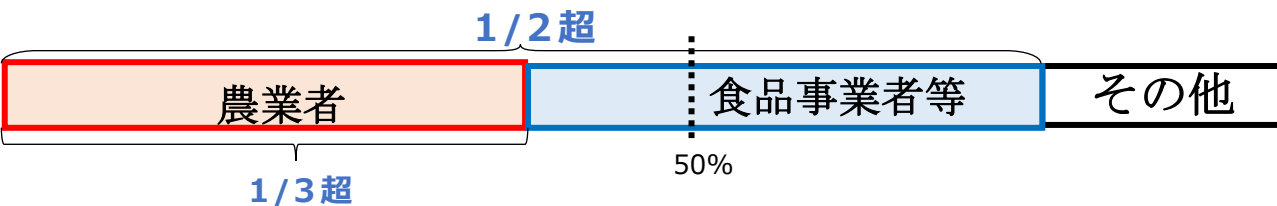
農地の確保・適正利用に係る措置を強化した上で

将来にわたって農地の総量を確保し最大限活用を図るための措置

○ 人と農地の受け皿となる農地所有適格法人の経営基盤強化

- 懸念払しょく措置（※）を講じた上で食品事業者等との連携による出資の柔軟化

※国による審査、農地転用の制限、種類株の制限、必要に応じ国による農地買収等
<経営基盤強化の措置を適用した場合の出資構成のイメージ>



※農地所有適格法人（農地を所有可）は、農業者が総議決権の50%超を持つことを要件としている